

競技レベルにおける体罰経験の有無と体罰の受容度の関連について

—体罰に関する意識調査から—

末澤 莉奈 (大阪教育大学)

1. 目的

体罰は、学校教育法第 11 条で禁止されている。今日、部活動指導における体罰は減少傾向にあるものの、完全になくなってはいない。(文部科学省 2015) 阿江(2000)、佐々木(2005)らによると、競技レベルが高い選手ほど体罰経験が多いとされている。また、岩井(2003)によると、被暴力経験がある者ほど体罰を肯定し、体罰に対する意識に男女差があるとされている。そこで、競技レベルにおける体罰経験の有無と体罰の受容度の関連の追試・検証を試み、今後の部活動の指導のあり方について検討することを目的とした。

2. 方法

- 1) 対象者：O大学の体育・スポーツ専攻 145 名 (男性：96 名、女性：49 名)
- 2) 調査方法：質問紙によるアンケート調査
- 3) 調査内容：先行研究をもとに、①競技経験・レベル②体罰経験の有無→経験者には体罰の内容など 6 項目の質問③体罰は必要かどうか等の意識の質問をした。
- 4) 統計処理：SAS を用い、クロス集計の後、 χ^2 検定を施した。有意水準は 5% ($p < 0.05$) とした。自由記述は KHCoder を用いて分析した。

3. 結果と考察

(1) 競技レベルと体罰経験の有無

体罰経験の有無については、自分自身が体罰を受けたことがあると答えた者は 34.5% (A 群)、体罰を受けている人を見たことがあると答えた者は 29.6% (B 群)、自分自身が体罰を受けたことも見たこともないと答えた者は 51.4% (C 群) であった。A 群のうち、競技レベルが全国レベルの者が 39.3%、県レベルが 30.1%、地区レベルが 31.3% であった。B 群のうち全国レベルが 26.8%、県レベルが 30.1%、地区レベルが 31.1% であった。C 群のうち全国レベルが 50.0%、県レベルが 52.1%、地区レベルが 43.7% であった。競技レベルと体罰経験の有無の間の有意差は認められなかった。

(2) 体罰経験の有無と体罰の必要性

部活動指導における体罰の必要性について、「必要である (1 群)」は 0.0%、「時には必要である (2 群)」は 20.0%、「必要ない (3 群)」は 80.0% であった。

2 群の男性は 79.7%、女性は 20.2% であった。3 群の男性は 80.4%、女性は 19.6% と男女別の差はほとんどみられなかった。

競技レベル別にみると、全国レベルで自分自身が体罰を受けたことがあると答えた者が「時には必要である」において 28.3% とわずかに多いが有意差はみられなかった。体罰経験の有無と体罰の必要性の間の有意差は認められなかった。したがって、体罰経験者が体罰を受容しているとはいえないことが明らかになった。

4. 結論

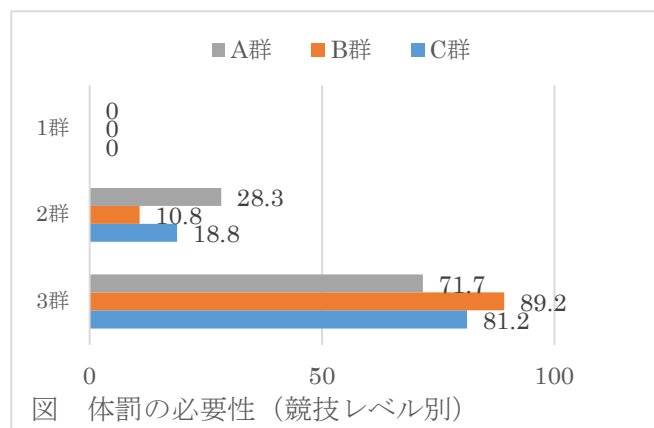


図 体罰の必要性 (競技レベル別)

上記の結果から、競技レベルが高い選手ほど体罰経験が多いという研究(阿江 2000、佐々木 2005)とは異なる方向性の結果が得られた。また、体罰経験者が体罰を肯定する、体罰に対する意識に男女差がみられるという研究(岩井 2003)とは異なる方向性の結果が得られた。

部活動の指導において、体罰は絶対にあってはならない。体罰は競技者の心身を傷つけるだけでなく、競技に対するモチベーションや競技のおもしろさを奪ってしまう。指導者は、体罰に頼らず選手の能力を最大限に伸ばすことができる適切な指導方法を確立する必要があると考える。

<参考文献>

- 1) 佐々木万丈 (2015) 女子高校生スポーツ競技者への指導者による体罰の実態
- 2) 岩井八郎 (2003) 経験の連鎖—JGSS-2000/2001 による「体罰」に対する意識の分析—

※「体育学研究」の参考文献の書き方等を参照し
てくだ

本文 2段組

1段：横 23 字×縦 43 行

余白：上 25mm,下 30mm,左右 20mm

